

# 岐阜地域児童発達支援センター ポッポの家

## 障害児相談支援重要事項説明書

ポッポの家における障害児相談支援を提供するにあたり、社会福祉法第76条に基づいて当園があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1 事業者の概要

経営事業者の名称	岐阜地域児童発達支援センター組合
所在地	岐阜市長良1278番地1
法人種別	地方公共団体（一部事務組合）
代表者氏名	岐阜地域児童発達支援センター組合 管理者 岐阜市長 柴橋 正直
電話番号	058-294-5757

### 2 施設の目的と事業運営の方針

施設の種別	医療型児童発達支援センター
施設の目的	主に肢体不自由の障害児の心身の発達の促進とその障害の軽減ならびに保護者への援助を行い、児童の社会生活力の向上を図ることを目的とする。（児童福祉法第43条第1項第2号による施設）
施設の名称	岐阜地域児童発達支援センター ポッポの家
施設管理者（園長）氏名	岩田 和彦
電話番号	058-294-5757
FAX番号	058-294-6003
事業運営の方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 肢体に障害を持つ乳幼児に対し、広域的な地域ニーズに応え、一人ひとりの心身の発達や障害の状態に応じたきめ細やかな発達支援を行います。</li><li>2 人間愛を根底にもち、心の通い合う人間関係を大切にして、子どもの内面を豊かにし、自立に向けての意欲や態度を育てます。</li><li>3 家族とともに発達支援を行うことにより、障害を持つ子の家族を支援し、障害を受容して子どもの能力を引き出し、社会参加できる力を育てます。</li><li>4 地域社会の一員として、地域の人々やボランティアと連携し、社会資源を積極的に活用して将来を見つめた発達支援を行います。</li></ol>
開設年月日	昭和52年4月1日

### 3 事業の実施地域

岐阜市、関市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町

#### 4 ポッポの家の開園日及び開園時間

開園日	月曜日～金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く）
開園時間	8：30～17：15（通園バス運行時間を含む）

#### 5 職員の体制

職 種	職員数	センター全体					障害児相談支援	
		常 勤		非常勤		常勤 換算	専従	備 考
		専従	兼任	専従	兼任			
施設管理者（園長）	1		1			1		医療型児童発達支援等と兼務
医 師	2	1		1		0.87		
児童発達支援管理責任者	1	1				1		
障害児相談支援専門員	1						1	
指導職員	理学療法士	3	1	2		3		
	作業療法士	1		1		1		
	言語聴覚士	1		1		1		
	児童指導員	1	1			1		
	保 育 士	1	1			1		
	看 護 師	1			1	0.93		
事 務 員	1				1	0.74		医療型児童発達支援等と兼務
調 理 員	1			1		0.74		

※ 職員の勤務時間帯（標準）8：30～17：15

#### 6 ポッポの家が提供する支援の内容

利用計画案の作成	利用児及び利用者に面接し、利用児の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な支援が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して通所支援の支給決定又は支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成します。
連絡調整と計画の作成	支給決定又は変更後に、サービス事業者との連絡調整や障害児支援利用計画を作成します。
計画の見直し	厚生労働省が定める期間ごとに、利用児及びその保護者と面接し、障害児通所支援の利用状況の検証を行い、障害児支援利用計画の見直しを行います。
申請の支援	見直しの結果に基づき、障害児支援利用計画の変更や関係者との連絡調整を行います。また新たな通所給付決定や通所給付決定の変更が必要な場合には、そのための申請について支援します。

## 7 利用料（1月当たり）

### （1）利用料金の算定

区 分	利 用 料
使 用 料	児童福祉法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定する費用の額*から同法第24条の26第3項の規定により市町村から支払いのある額（ポッポの家が代理受領します。）を差し引いた額とします。
特定費用	実費

※ 当該費用の額が現に指定通所支援に要した費用の額を超えるときは、当該指定通所支援に要した費用

### （2）利用料金の支払い方法

支払い単位	月々の利用日数に応じ月単位で請求します。
請 求	翌月10日までに、保護者に納入通知書を送付いたします。
支払い期日	納入通知書により翌月27日までにお支払いください。

## 8 苦情等申立先

ポッポの家 ご利用相談窓口	相談窓口	苦情受付担当者 住井 拓郎
	相談時間	8：30～17：15（土、日、祝日、年末年始を除く）
	受付方法	電話、来所、書面 苦情受付箱を設置していますのでご利用ください。 必要に応じて第三者委員の助言・立会いを求めることができます。
岐阜市障がい福祉課もしくは、お住まいの市町の障害担当課	所在地	岐阜市今沢町18番地 058-265-4141
	電話番号	開庁時間 午前8時45分～午後5時30分 （土日、祝日、年末年始を除く）
岐阜県運営適正化委員会	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館6階 058-278-5136
	電話番号	相談時間 午前9時00分～午後5時00分 （土日、祝日、年末年始を除く）

## 9 虐待防止

虐待防止に関する責任者	園長 岩田 和彦
虐待防止への対応	利用児や利用者支援をきめ細かく行うことにより、障がい児に対する虐待の未然防止と発生時の迅速な対応を行います。

## 10 医療機関との連携

協力医療機関	併設のポッポの家診療所として、病診連携等にて対応しています。
--------	--------------------------------

## 11 利用児の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて利用児の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料は、利用者の負担となります。）保存期間は、障害児相談支援を提供した日から5年間です。
---

## 12 損害賠償

当事業所は、支援の提供により損害を賠償する義務が発生した場合は、当園の加入する損害賠償保険にて対応します。

## 13 緊急時の対策

非常時の対応	別途定める「ポップの家消防計画」等により、対応します。
平常時の対応	別途定める「ポップの家消防計画」等により年12回避難訓練を、利用児及び保護者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 あり ・誘導灯 あり ・非常通報装置 あり ・ガス漏れ報知器 あり カーテン等は、防災性能のあるものを使用しています。
消防計画等	消防署届出日：平成28年5月18日 防火管理者：松尾 剛志

## 14 当センターをご利用の際に留意いただく事項

設備、器具の使用	居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
駐車場	ポップの家周辺での路上駐車は、絶対にしないでください。
その他	ここに掲載されていること以外についても、多くの方が利用される施設ですので、相手への思いやりの気持ちを持って利用されるようにお願いします。

説明者 村瀬 和子

私は、本書面に基づいて上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

児 童 氏 名 \_\_\_\_\_

保 護 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

事 業 所 岐阜地域児童発達支援センターポップの家

事 業 者 所 在 地 岐阜市長良1278番地1

名 称 岐阜地域児童発達支援センター組合

代 表 者 管理者 岐阜市長 柴橋 正直 印